

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年9月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

私が国民年金に加入した当初のころは、農業収入が不安定だったこともあり、国民年金保険料の申請免除を受けていた。それでも農業収入が増えてからは、保険料を納めないと年金がもらえないことを自覚して、常に妻と一緒に保険料を納付してきた。申立期間について、妻の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び申請免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申請免除期間の一部については追納していることが確認できるほか、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間を含めて保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の妻の申立期間に係る国民年金保険料が納付済みである上、申立人の申立期間前後の期間の保険料も、その妻と一緒に追納していることが確認できることから、申立人の申立期間に係る保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人の妻が所持する領収書から、その妻の昭和53年10月から54年3月までの期間について、61年6月30日に国民年金保険料を

追納していることが確認できるが、A市が管理する国民年金納付履歴（電算化台帳）において、当該期間を未納として記録しているほか、社会保険庁のオンライン記録においても、45年4月から同年9月までの期間及び52年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料収納記録を平成17年12月22日に記録訂正していることから、行政機関の記録管理に不備があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 411

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から51年11月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から51年11月まで
結婚した昭和43年ころから、私の収入から私と妻、母の3人分の国民年金保険料を出し、妻が毎月納税組合長に納付していた。それなのに、妻と母の国民年金保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった昭和36年12月ころに町役場から国民年金の加入手続の通知が届き、母が加入手続を行い、結婚した43年4月ころから、私の収入から家族3人分の国民年金保険料を出し、妻が毎月納税組合長に保険料の納付を行ったはずだ。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和52年8月30日以降であることが確認でき、その時点では、申立期間の一部が時効により納付できない期間である上、国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の妻には、過年度納付及び特例納付を行ったとする記憶は無く、その形跡も見られない。

また、申立人はA町から住所変更した記録も無いなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A町役場が管理する申立人の国民年金被保険者名簿には、「この方は、昭和51年12月より納めないで最低25年納付にならないので、受給権がなくなる。」と記載されており、それ以前の期間である申立期間

については、国民年金保険料が納付されてこなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から48年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和46年6月の結婚前までは、父が私と母の家族3人分を、結婚後は父が妻にお金を渡し、家族4人分の保険料を毎月自宅に集金に来ていた婦人会に納付していたはずである。

父、母及び妻の国民年金保険料が納付済みであるにもかかわらず、私一人が未納とされていることには納得がいかない。少なくとも妻が納付済みとなっている昭和46年4月からは認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、亡き父又は申立人の妻が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人自身は国民年金への加入手続や保険料納付に直接関与していないため、具体的な加入状況や納付状況が不明であるほか、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月23日に払い出されており、その時点では、申立期間の大半が時効により納付できない期間である上、申立人の妻からは申立人の保険料をさかのぼって納付したとの主張は無く、過年度納付や特例納付を行った形跡も見当たらない。

また、申立人は他市町村への住所変更を行っていないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は63か月と長期間である上、申立人が申立期間につ

いて国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から56年2月までの期間及び60年11月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から56年2月まで
② 昭和60年11月から61年3月まで

申立期間①当時、私は出産のため退職せざるを得なかった。その時、失業保険を受給するか夫の扶養になるかの選択で、国民健康保険料及び国民年金保険料の納付をしても多少の収入が得られたので、失業保険受給を選んだとはっきり記憶している。

昭和49年末ころ、国民年金の加入手続を行い、その後も毎月国民年金保険料を納付してきたはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年末ころに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年8月6日以降に払い出されており、国民年金の被保険者資格取得日は同年4月1日であることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人が国民年金の加入手続をしたとする昭和49年末ころの、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、同手帳記号番号に欠番も無いほか、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は79か月と長期間である上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 35 年 4 月まで (日付不詳)
私は、昭和 34 年 10 月から 35 年 4 月まで、A 県の B 船に乗って C 県 D 市の E 漁港を拠点に、さばの一本釣りをしていたが、船員保険の加入記録が無かったので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 県の B 船に乗船していたと主張しているが、A 県からは、「B 船は所有していない。」と回答を得ている。

一方、F 漁業協同組合で所有している船の中に B 船があり、当該船の元乗組員二人は、「申立人と一緒に B 船に乗っていた。」と証言していることから、申立人は F 漁業協同組合所有の B 船に乗船していたと推認される。

また、社会保険事務所が管理する F 漁業協同組合所有の B 船に係る事業所名簿を見ると、B 船は昭和 35 年 3 月 9 日に船員保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、F 漁業協同組合は法人登記しておらず、事業主の連絡先が不明なため、申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況等についての関連資料や証言を得ることができない上、前記の元同僚の二人は、「申立人の船員保険料の控除については分からない。申立人は早く船を降りた。」と証言している。

加えて、B 船に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、船員保険の新規適用事業所となった昭和 35 年 3 月 9 日から適用事業所に該当しなくなった 36 年 11 月 25 日までに、整理番号に欠番は無く、申立人の

氏名も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。